表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心周波数とする同表の三の欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる値以下の値とする。

(1)　一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

一　チャネル間隔（注1）	二　離調周波数（注2）	三　周波数幅	四　隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六MHz	三・八四MHz	（一）五〇デシベル
	三MHz	二・七MHz	（一）五〇デシベル
	四MHz	三・八四MHz	（一）五〇デシベル
	五MHz	三・八四MHz	（一）五〇デシベル
	一〇MHz	三・八四MHz	（一）五〇デシベル
三MHz	五MHz	四・五MHz	（一）五〇デシベル
五MHz			

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる人工衛星局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2)　搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

一　チャネル間隔（注1）	二　離調周波数（注2）	三　周波数幅	四　隣接チャネル漏えい電力の許容値
一八〇kHz	二・六MHz	三・八四MHz	（一）三六・二デシベル
三MHz	三MHz	二・七MHz	（一）二九・二デシベル
	四MHz	三・八四MHz	（一）三二・二デシベル
	五MHz	三・八四MHz	（一）三二・二デシベル
五MHz	五MHz	四・五MHz	（一）三二・二デシベル

心周波数とする同表の中欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力について、同表の下欄に掲げる値以下の値とする。

(1)　［同上］

離調周波数（注）	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	三・八四MHz	（一）五〇デシベル
五MHz	四・五MHz	（一）五〇デシベル
一〇MHz	三・八四MHz	（一）五〇デシベル

注　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(2)　［同上］

離調周波数（注）	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	三・八四MHz	（一）三二・二デシベル
五MHz	四・五MHz	（一）三二・二デシベル
一〇MHz	三・八四MHz	（一）三二・二デシベル

注　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。